

安全保障輸出管理に係る教育の基本方針

国立大学法人新潟大学安全保障輸出管理規程（以下「規程」という。）第 21 条の規定に基づき、安全保障輸出管理に係る教育の基本方針を以下のとおり定める。

（定義）

第 1 この基本方針における用語の定義は、規程に定めるところによる。

（教育体制）

第 2 統括責任者は、輸出管理に係る教育を実施する。

2 輸出管理責任者は、統括責任者を補佐する。

3 各部局長は、当該部局の教職員等を対象とした教育の実施に協力するものとする。

（一般教育）

第 3 統括責任者は、輸出管理に関係するすべての教職員等に基礎的な知識を習得させるため、次に掲げる事項を例とした一般教育を実施するものとする。

(1) 安全保障輸出管理を巡る国際情勢と国際的取り決めの概要

(2) 日本の外為法等輸出関連法令と法令遵守の重要性

(3) 本学における輸出管理の目的、基本方針及び管理手続に係る重要事項

(4) 法令及び規程に違反した場合の罰則

2 前項の教育は、説明会や研修会の開催又は外部団体が実施する研修会への派遣等、適宜の方法により行うものとする。

（実務教育）

第 4 統括責任者は、部局輸出管理担当者等の輸出管理の実務に従事する者に対して、実務能力の向上を図るため、前項の一般教育を基礎として、次に掲げる事項を例とした実務教育を実施するものとする。

(1) 日本の外為法等輸出関連法令の体系及び許可手続の詳細

(2) 規制貨物物資・技術の判断

(3) 規程に基づく学内管理手続の詳細

2 前項の教育は、説明会や研修会の開催又は外部団体が実施する研修会への派遣等、適宜の方法により行うものとする。

（学生等への教育）

第 5 統括責任者は、規程第 22 条に基づき教職員等が学生等に対して行う教育を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この基本方針は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。